

4宗介第143号
令和4年5月10日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小林 栄二 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(健康福祉部 介護保険課)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和4年4月26日付け4宗監第27号で通知のあった標記の件について、別紙
のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（介護保険課）

定期監査実施日：令和3年4月27日

監査対象年度：令和2年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）契約に関する事蹟について</p> <p>ア 介護保険料納入（決定）通知書送付に係る納付書等作成業務に関する事蹟について、本業務には個人情報が含まれるため、宗像市（特定）個人情報保護事務取扱要領様式第9号の委託事務に係る誓約書を徴しているが、宗像市契約事務規則第44条第2項第3号の規定に基づき契約書を省略できない契約とすべきところ、請書を徴し契約書を省略しているので、適正に事務処理されたい。</p> <p>イ 在宅介護実態調査業務委託に関する事蹟について、予定総額から宗像市契約事務規則第44条の規定に基づく契約書の作成を省略できるものには該当しないため、契約書を作成すべきところ、請書を徴し契約書を省略しているので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）離島在宅サービス事業費補助金に関する事蹟について</p> <p>補助金の変更交付決定に係る起案文書において、交付額が10万円を超える場合は部長決裁が必要であるが、変更交付決定額が10万円を超えているにも関わらず、課長が決裁しているので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>（1）契約に関する事蹟について</p> <p>ア 定期監査での指摘後、宗像市契約事務規則第44条第2項第3号で規定されている事項を遵守し、適正に事務処理を行うよう課内で周知徹底するとともに、契約書を取り交わすよう改めました。</p> <p>イ アと同様に、宗像市契約事務規則第44条で規定されている事項を遵守し、適正に事務処理を行うよう課内で周知徹底するとともに、契約書を取り交わすよう改めました。</p> <p>（2）離島在宅サービス事業費補助金に関する事蹟について</p> <p>定期監査での指摘後、宗像市事務決裁規程別表第5で規定されている支出負担行為の専決事項を遵守し、適正に事務処理を行うよう課内で周知徹底するとともに、同規程で定められている決裁権者が決裁するよう改めました。</p>